

## 新たな地域医療構想に関するとりまとめについて

12月18日に新たな地域医療構想等に関する検討会より「新たな地域医療構想に関するとりまとめ」が公表されました。本号ではその内容について一部紹介します。

### Topic解説

#### 新たな地域医療構想の基本的な考え方

##### 基本的な考え方

- 2040年に向けて、病床の機能分化・連携だけでなく、外来医療・在宅医療、介護との連携、人材確保等も含めたあるべき医療提供体制の実現に資するよう、新たな地域医療構想を策定・推進する
- 新たな地域医療構想を通じて、病床の機能分化・連携に加え、地域ごとの医療機関機能（高齢者救急の受入、在宅医療の提供、救急・急性期の医療提供等）及び広域な観点の医療機関機能（医育及び広域診療等の総合的な機能）の確保に向けた取組を推進する

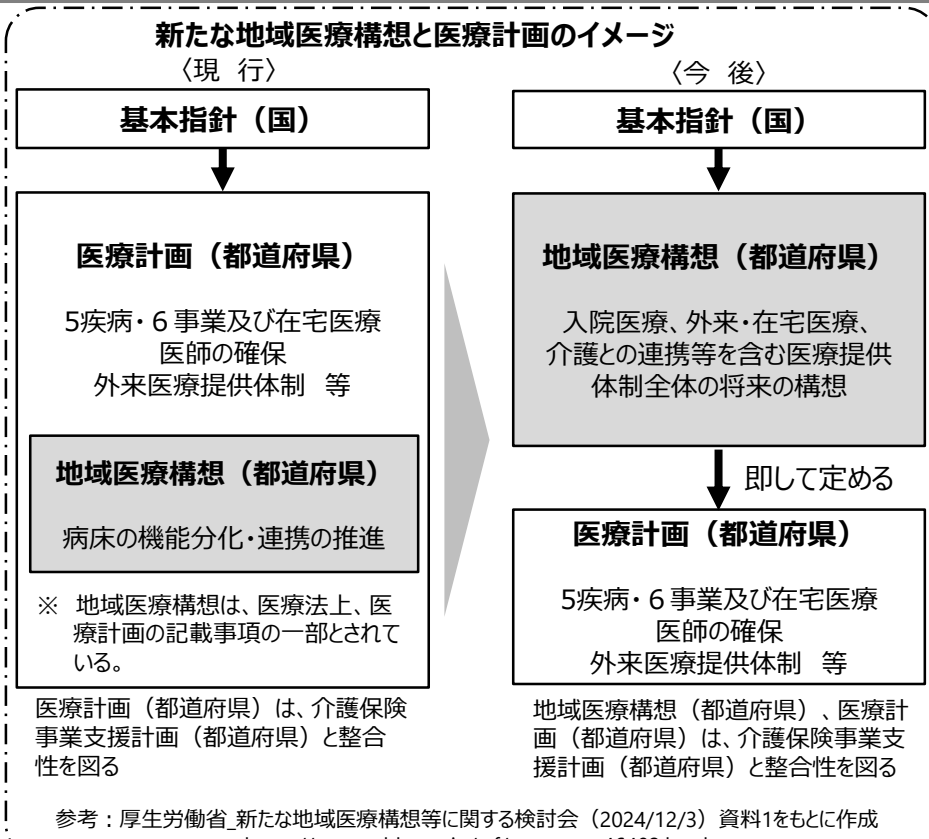
##### 新たな地域医療構想の進め方

- 2025年度に国で新たな地域医療構想の策定・推進に関するガイドラインを検討・作成
- 2026年度に都道府県において、医療機関からの報告データ等を踏まえながら、地域の医療提供体制全体の方向性、必要病床数の推計等を検討・策定
- 2027年度から 2028年度までに医療機関機能に着目した地域の医療機関の連携・再編・集約化の協議等を行う
- 現行の地域医療構想の取組について、2026年度も継続
- 新たな地域医療構想については、2027年度から順次取組を開始

#### 新たな地域医療構想の位置づけ

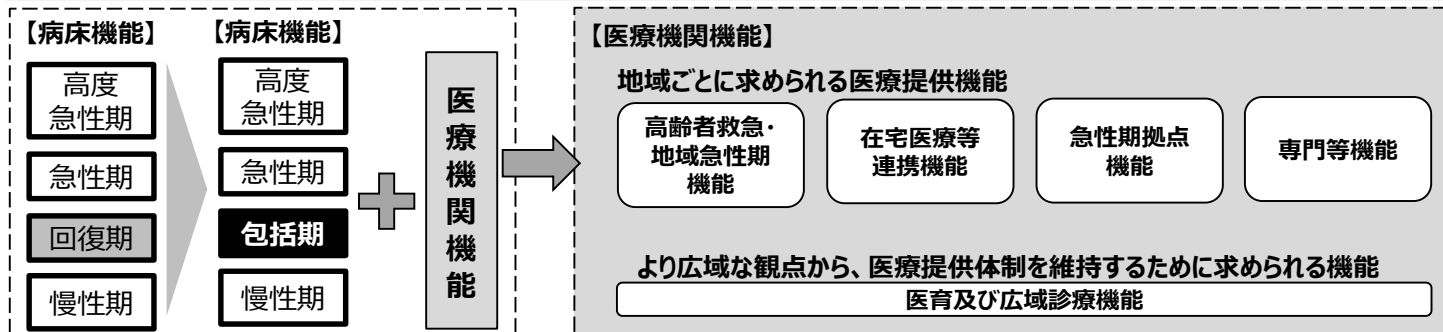
##### 新たな地域医療構想と医療計画の関係

- 新たな地域医療構想については、医療計画の上位概念として位置付け、医療計画については、その実行計画（6年間、一部3年間）として、新たな地域医療構想に即して、5疾病・6事業、在宅医療、外来医療、医師確保、医師以外の医療従事者確保等の具体的な取組を定めるとし、救急医療施設の役割分担・連携、医師や看護師等の医療従事者確保も含め、医療提供体制の確保に向けた取組について中長期的な需要等を踏まえて計画的に進める



## 病床機能・医療機関機能

病床機能報告に加えて新たに医療機関全体の「医療機関機能」の報告が求められることとなります。



### ● 病床機能報告（医療機関の病棟単位での機能を把握するもの）

- 病床の機能区分（現行：高度急性期、急性期、回復期、慢性期）については、引き続き4区分としつつ、これまでの【回復期】に代えて、「高齢者等の急性期患者について、治療と入院早期からのリハビリテーション等を行い、早期の在宅復帰を目的とした治し支える医療を提供する機能」及びこれまでの【回復期機能】を、【包括期機能】（高齢者救急等を受け入れ、入院早期からの治療とともに、リハビリテーション・栄養・口腔管理の一体的取組等を推進し、早期の在宅復帰等を包括的に提供する機能）として位置づけ、適切に理解されるよう周知に努めるべきである。また、病床機能報告が医療機関から適切に行われるよう、報告方法等について分かりやすく周知することが重要である。

### ● 医療機関機能の名称と定義

#### ➤ 高齢者救急・地域急性期機能

高齢者をはじめとした救急搬送を受け入れるとともに、必要に応じて専門病院や施設等と協力・連携しながら、入院早期からのリハビリテーション・退院調整等を行い、早期の退院につなげ、退院後のリハビリテーション等の提供を確保する。 ※ 地域の実情に応じた幅をもった報告のあり方を設定

#### ➤ 在宅医療等連携機能

地域での在宅医療の実施、他の医療機関や介護施設、訪問看護、訪問介護等と連携した24時間の対応や入院対応を行う。 ※ 地域の実情に応じた幅をもった報告のあり方を設定

#### ➤ 急性期拠点機能

地域での持続可能な医療従事者の働き方や医療の質の確保に資するよう、手術や救急医療等の医療資源を多く要する症例を集約化した医療提供を行う。

※ 報告に当たっては、地域シェア等の地域の実情も踏まえた一定の水準を満たす役割を設定。また、アクセスや構想区域の規模も踏まえ、構想区域ごとにどの程度の病院数を確保するか設定。

#### ➤ 専門等機能

上記の機能にあてはまらないが、集中的なリハビリテーション、中長期にわたる入院医療機能、有床診療所の担う地域に根ざした診療機能、一部の診療科に特化し地域ニーズに応じた診療を行う。

※ 高齢者医療においては、あらゆる段階において、マルチモビリティ（多疾病併存状態）患者へのリハビリテーションを含む、治し支える医療の観点が必要である。

#### ➤ 医育及び広域診療機能

大学病院本院が担う、広域な観点で担う常勤医師や代診医の派遣、医師の卒前・卒後教育をはじめとした医療従事者の育成、広域な観点が求められる診療を総合的に担い、また、これらの機能が地域全体で確保されるよう都道府県と必要な連携を行う。

参考：厚生労働省「新たな地域医療構想等に関する検討会（2024/12/18）別添1をもとに作成

[https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage\\_47465.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_47465.html)

